

社会福祉法人 アタラシイカタチ定款

目 次

第1章	総則(第1条－第4条)
第2章	評議員(第5条－第9条)
第3章	評議員会(第10条－第16条)
第4章	役員及び会計監査人並びに職員(第17条－第26条)
第5章	役員等の損害賠償責任の免除(第27条)
第6章	理事会(第28条－第32条)
第7章	資産及び会計(第33条－第41条)
第8章	解散(第42条－第43条)
第9章	定款の変更(第44条)
第10章	広告の方法その他(第45条－第46条)
附 則	

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

イ．認定こども園の経営

ロ．保育園の経営

ハ．地域子育て支援センター事業の経営

ニ．一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 アタラシイカタチという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世代等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を奈良県大和郡山市筒井町145番地の1やまとこども園内に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦又は解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員の選任については、社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として再任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数が足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次に事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要

がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
この場合、評議員会の日の 5 日前までに、各評議員に招集通知を発する。

- 2 評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができる。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の日の 4 週間前までに評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議長)

第 15 条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員の定数)

第 17 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 7 名
- (2) 監 事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 この法人に会計監査人を置くことができる。

(役員及び会計監査人の選任等)

第 18 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 19 条 理事の選任については、社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 監事の選任については、社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 22 条 会計監査人を置く場合、会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人を置く場合、会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人を置く場合、会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 会計監査人を置く場合、監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人を置く場合、会計監査人に対する報酬等は、監事の全員の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 26 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第 27 条 この法人は、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一般法人法」という。）第 114 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することのできる額を限度として理

事会の決議により免除することができる。

- 2 この法人は、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人法第 115 条第 1 項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は同法第 113 条第 1 項第 2 号で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、次の事項に関する決議は、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 基本財産の処分
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 33 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 奈良県大和郡山市筒井町 145 番地の 1・146 番地の 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建やまとこども園園舎 1 棟 (1,165.53 平方メートル)
プロパン庫 (鉄板造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 2.50 平方メートル)
- (2) 奈良県大和郡山市筒井町 145 番地の 1 (725 平方メートル)・146 番地の 1 (753 平方メートル)・150 番地の 1 (1,269 平方メートル) 所在のやまとこども園敷地 3 筆 (2747.00 平方メートル)
- (3) 奈良県大和郡山市冠山町 637 番地 10 所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺地下 1 階付 2 階建やまとこども園 hug 園舎 1 棟 (1,959.30 平方メートル)
- (4) 奈良県大和郡山市今国府町 60 番地 10・60 番地 9、88 番地 4、836 番地 2 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建やまとこども園 chouchou 園舎 1 棟 (1,115.5 平方メートル)
- (5) 奈良県大和郡山市高田町 280 番地の 1・280 番地の 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建やまとこども園 mimi 園舎 1 棟 (653.01 平方メートル)
- (6) 奈良県大和郡山市高田町 280 番地の 1 (1052.22 平方メートル)・280 番地の 2 (493.66 平方メートル) 所在のやまとこども園 mimi 敷地 2 筆 (1545.88 平方メートル)
- (7) 奈良県奈良市鶴舞東町 3172 番地 12 所在の木造ルーフィングぶき 2 階建鶴舞やまとこども園園舎 1 棟 (1,138.81 平方メートル)
子育て支援室 (木造ガルバリウム鋼板ぶき平屋建 67.63 平方メートル)
- (8) 奈良県大和郡山市馬司町 331 番地 55・337 番地 2・1095 番地 2・大和郡山市額田部北町 578 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造スレートぶき 2 階建昭和やまとこども園園舎 1 棟 (574.92 平方メートル)
倉庫 (コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 4.02 平方メートル)
- (9) 奈良県奈良市西大寺北赤田町 1 丁目 957 番地 1・952 番地 1・955・956 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき 2 階建及び鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建西大寺北こども園園舎 1 棟 (1,115.52 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 34 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奈良県知事の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 35 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。なお、会計監査人を置く場合、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 会計監査人を置く場合、第 1 項の認定を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）会計監査人を置く場合、会計監査報告

（3）理事及び監事並びに評議員の名簿

（4）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（5）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 38 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 39 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 40 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に関する議決権の行使)

第 41 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

第 8 章 解散

(解 散)

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奈良県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、社会福祉法人 アタラシイカタチの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	松田	善信
理事	植村	仁
理事	堀内	作朗
理事	堀内	昭雄
理事	堤	福男
理事	川中	源彦

監事	遠藤	幸夫
監事	川中	萬治

平成元年9月21日	変 更	奈良県指令 318 号
平成8年3月29日	変 更	奈良県指令 638 号
平成12年7月4日	変 更	奈良県指令 253 号
平成15年6月12日	変 更	奈良県指令 257 号
平成15年8月14日	変 更	奈良県指令 414 号
平成16年5月18日	変 更	奈良県指令 196 号
平成18年9月27日	変 更	奈良県指令 522 号
平成19年8月1日	変 更	奈良県指令 309 号
平成21年3月5日	変 更	奈良県指令 715 号
平成22年3月30日	変 更	奈良県指令 915 号
平成25年3月1日	変 更	奈良県指令 495 号
平成29年4月1日	変 更	大郡こ第 61 号
平成31年3月20日	変 更	大郡こ第 269 号
令和2年3月13日	変 更	大郡こ第 279 号
令和3年2月24日	変 更	奈良県指令はぐくみ第 468 号
令和4年3月30日	変 更	奈良県指令はぐくみ第 774 号
令和5年7月4日	変 更	奈良県指令はぐくみ第 220 号
令和6年3月29日	変 更	奈良県指令はぐくみ第 815 号
令和7年2月28日	変 更	奈良県指令こ保育第 4301 号
令和7年5月23日	変 更	奈良県指令こ保育第 122 号